

令和3年度第1回
国民健康保険運営協議会
協議資料

目次

加古川市国民健康保険条例の改正について	… P1～2
加古川市国民健康保険料の料率について	… P3
令和4年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について	… P4

加古川市
国民健康保険課
R 3.12.9 開催

加古川市国民健康保険条例の改正について

1 出産育児一時金の支給額に係る制度改正について

① 出産育児一時金の概要

(1) 対象者

国民健康保険被保険者のうち妊娠 12 週（85 日）以降に分娩を行った者

(2) 給付内容

上記対象者に対して出産育児一時金として、404,000 円を支給する。加えて産科医療補償制度利用時は 16,000 円を加算し総額 420,000 円を支給する。

(3) 産科医療補償制度について

産科医療補償制度とは分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の子どもとその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

② 改正の内容

出産育児一時金の支給額を現行の 404,000 円から 408,000 円に、産科医療補償制度利用時の加算額を 16,000 円から 12,000 円に改める。支給総額は現行の 420,000 円から変更はない。

出産育児一時金支給額

	出産育児一時金	産科医療補償制度利用時の加算額	支給総額
現行	404,000 円	16,000 円	420,000 円
改正後	408,000 円	12,000 円	420,000 円

③ 改正の理由

加古川市国民健康保険条例第 7 条第 1 項において、『出産育児一時金』及び『産科医療補償制度利用時の加算額』を定めており、これらの金額は、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条に定める金額と同額としている。

しかし、現行の産科医療補償制度において保険料収入額に対し、補償金支出額が少ない状況が続いており、同制度は慢性的に収入超過となっているため、保険料額について見直されることとなった。一方で、出産育児一時金の支給総額については、少子化対策としての重要性を鑑み、現行の 420,000 円で維持されることとなった。

以上の内容を踏まえて、令和 3 年 8 月 4 日に健康保険法施行令が改正され、出産育児一時金を 408,000 円、産科医療補償制度加入時の加算額を 12,000 円とされたことに伴い、本市においても、同様に見直しを行うものである。

④ 施行期日

令和 4 年 1 月 1 日

2 傷病手当金支給に係る新型コロナウイルス感染症の定義規定の改正について

① 傷病手当金の概要

(1) 対象者

給与等の支払いを受けている国民健康保険被保険者のうち新型コロナウイルスに罹患もしくはその疑いにより労務に服することができなかった者

(2) 給付内容

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

② 改正の内容

加古川市国民健康保険条例附則第16条第1項中の新型コロナウイルスの定義規定について、改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定されていた内容と同内容の定義規定を設ける。

③ 改正の理由

傷病手当金支給の対象となる新型コロナウイルス感染症の定義に関し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2の規定を引用しているところ、同法の改正により当該規定が削除されたため。

④ 施行期日

公布の日

加古川市国民健康保険料の料率について

1 当市の現状

令和2年度決算時点で基金残高が約14億2800万円であり、平成30年度と比較して約4億円減少している状況です。令和元年度以降、歳入不足による取崩しをしています。が、現行の料率であれば今後もこの状況が続く見込みです。(表1 参照)

取崩しの理由は、平成30年度の国保財政県域化に伴い、県が示す事業費納付金の収納に必要な標準保険料率と本市の保険料率に乖離があるためです。(表2 参照)

表1 【基金の状況】

(単位：円)

	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算見込
年度当初基金残高	1,266,998,408	1,839,826,858	1,666,013,019	1,428,279,828
年度中の積立額	572,828,450	132,186,161	4,410,735	904,000
年度中の取崩額	0	306,000,000	242,143,926	537,919,000
年度末基金残高	1,839,826,858	1,666,013,019	1,428,279,828	891,264,828

表2 【令和3年度における当市の国民健康保険料率と県が示す標準保険料率】

		医療	後期	医+後	介護	合計
所得割	現行料率	7.80%	1.80%	9.60%	2.40%	12.00%
	標準料率	7.37%	2.86%	10.23%	2.49%	12.72%
	差	+0.43%	▲1.06%	▲0.63%	▲0.09%	▲0.72%
均等割	現行料率	25,600円	6,800円	32,400円	9,500円	41,900円
	標準料率	30,469円	11,536円	42,005円	12,641円	54,646円
	差	▲4,869円	▲4,736円	▲9,605円	▲3,141円	▲12,746円
平等割	現行料率	22,800円	5,400円	28,200円	5,400円	33,600円
	標準料率	20,952円	7,933円	28,885円	6,407円	35,292円
	差	+1,848円	▲2,533円	▲685円	▲1,007円	▲1,692円

2 当市の国保財政推計について

令和4年度の推計ですが、歳出見込額27,470,878千円に対して基金からの繰入金を除く歳入見込額は26,881,207千円となり、589,671千円の不足額が生じる見込みです。

令和3年度末基金残高見込み(令和3年度決算終了時点)は891,264,828円であり、令和4年度当初予算における不足額は基金繰入により補うことが出来ますが、令和5年度の当初予算は基金繰入のみでは対応できない状況です。

3 料金改定について

- ・令和9年度(予定)までに県の示す標準保険料率に料率等の改定を行う必要がある。
- ・令和4年度は改定せず、5年度以降に保険給付費や基金の状況を見ながら改定する。

令和4年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について

(1) 国民健康保険事業費納付金（総額）：県からの割当金 (単位:円)

	令和4年度仮算定	令和3年度確定額	増減	備考
A 国保事業費納付金	7,297,345,965	7,625,557,611	△ 328,211,646	
(参考) 上記に折込済の激変緩和措置額	0	0	0	

※令和3年度仮算定に係る退職分の金額については令和2年度本算定における退職分の金額と同じ

(2) 納付金に必要な現年保険料（総額）：保健事業費や繰入金等を加減算 (単位:円)

	令和4年度	令和3年度	増減	備考
A 国保事業費納付金(再掲)	7,297,345,965	7,625,557,611	△ 328,211,646	被保険者数の減少 保険給付費総額の減少
B 加算調整(+)	308,688,000	306,890,000	1,798,000	
C 減算調整(△)	2,888,644,581	3,000,665,614	△ 112,021,033	特別調整交付金繰入金の減少(約2億円) 一般会計繰入金福祉医療波及分の増(約9千万円)
D 必要現年保険料(A~Cの計)	4,717,389,384	4,931,781,997	△ 214,392,613	

(3) 保険料の過不足 (単位:円)

	令和4年度	令和3年度	増減	備考
D 納付金に必要な現年保険料(再掲)	4,717,389,384	4,931,781,997	△ 214,392,613	
E 当年度当初予算現年保険料見込	4,576,722,000	4,404,786,000	171,936,000	当初予算時の歳入見込を精査
F 保険料の過不足(E-D)	△ 140,667,384	△ 526,995,997	386,328,613	
(参考) 当該年度末の国保基金残高見込	301,729,879	646,997,828	△ 345,267,949	令和2年度末 残高 1,428,279,828

(4) 今後のスケジュール予定

令和4年1月中旬
～1月末

納付金確定額の通知 (県 → 市)
納付金確定額を令和4年度当初予算編成に反映
第2回国民健康保険運営協議会